

京都市告示第232号

児童福祉法第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年7月31日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社 Bulesis	障害児相談支援事業	相談支援ルーム ふり～ういる 2670200183	京都市	平成30年6月 30日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)